

# 名古屋港管理組合公報

平成26年 5月 1日

(木曜日)

第 536 号

## 目 次

○港湾施設の供用開始 .....	1
○港湾施設の変更 .....	3
○港湾施設の廃止 .....	4
○名古屋港港湾料率表の公表 .....	4
○利用料金の額の承認 .....	4
<b>公 告</b>	
○情報公開制度の運用状況 .....	8
○個人情報保護制度の運用状況 .....	8
○出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況 .....	10

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第21号

次の港湾施設は、平成26年 5月 1日から供用を開始する。

平成26年 5月 1日

名古屋港管理組合管理者

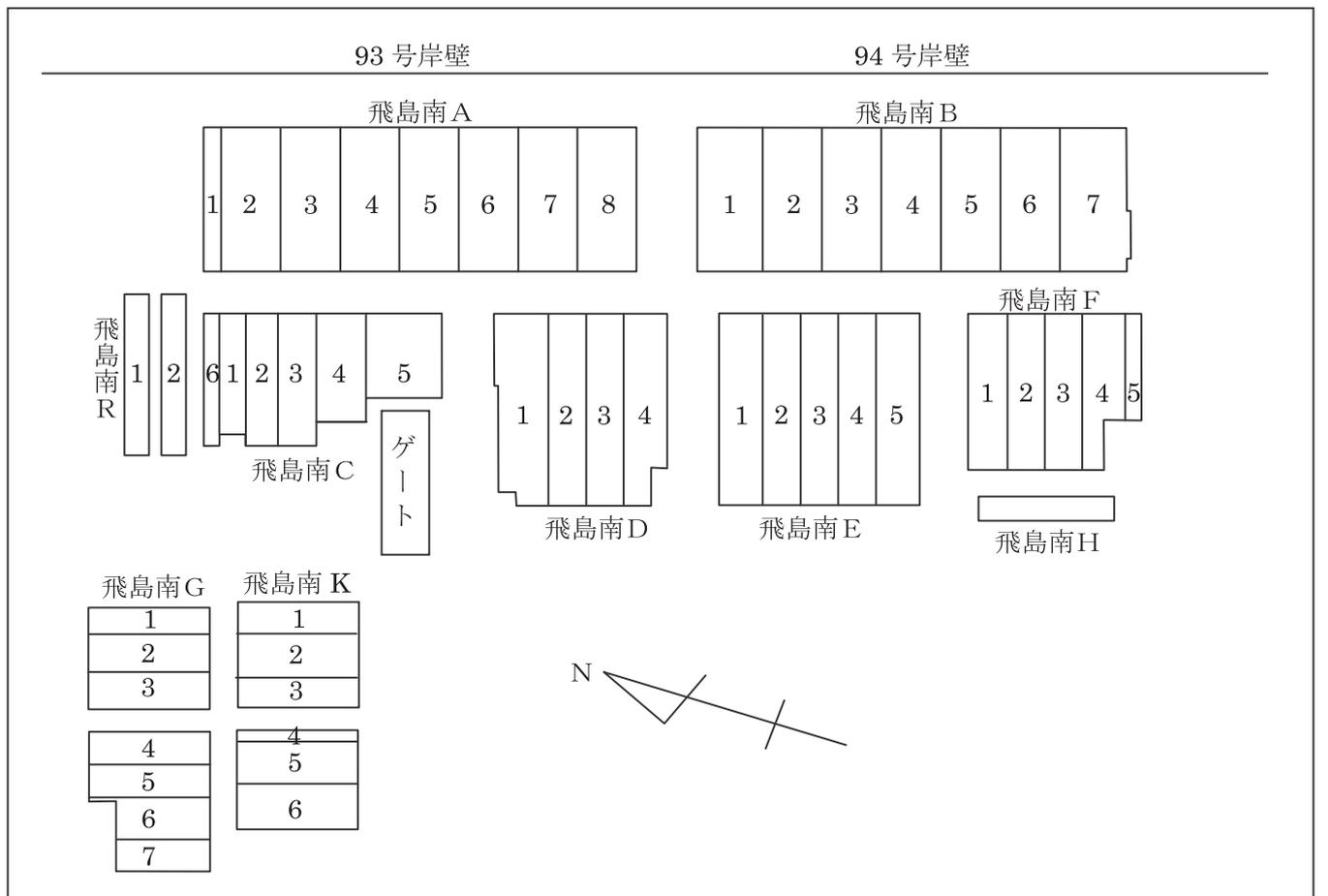
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
飛島ふ頭南K荷さばき地 (飛島南K)	特 <sup>級</sup>	コンテナ貨物	93号岸壁背後	10,289 <sup>平方メートル</sup>	図による

図 (飛島ふ頭南A～H、K、R荷さばき地)



## 備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 飛島南Aの区画の面積は、1は1,001(細分単位は30)平方メートル、2・3・4・5・6・7は各3,472平方メートル、8は3,526平方メートルである。
- 3 飛島南Bの区画の面積は、1は3,856平方メートル、2・3・4・5・6は各3,485平方メートル、7は3,957平方メートルである。
- 4 飛島南Cの区画の面積は、1は1,326平方メートル、2は1,742平方メートル、3は2,033平方メートル、4は2,133(細分単位は30)平方メートル、5は2,631(細分単位は30)平方メートル、6は921(細分単位は30)平方メートルである。
- 5 飛島南Dの区画の面積は、1は3,906平方メートル、2・3は各2,920平方メートル、4は3,242平方メートルである。
- 6 飛島南Eの区画の面積は、1は3,383平方メートル、2・3・4は各2,920平方メートル、5は3,383平方メートルである。
- 7 飛島南Fの区画の面積は、1は2,425平方メートル、2は2,367平方メートル、3は2,367(細分単位は30)平方メートル、4は2,314(細分単位は30)平方メートル、5は748(細分単位は30)平方メートルである。
- 8 飛島南Gの区画の面積は、1は1,432平方メートル、2は1,939平方メートル、3は1,986平方メートル、4は1,709平方メートル、5は1,662平方メートル、6は1,870(細分単位は30)平方メートル、7は1,397(細分単位は30)平方メートルである。
- 9 飛島南Hの細分単位は、30平方メートルである。
- 10 飛島南Kの区画の面積は、1は1,685平方メートル、2は1,911平方メートル、3は1,958平方メートル、4は593平方メートル、5は1,911(細分単位は30)平方メートル、6は2,231(細分単位は30)平方メートルである。
- 11 飛島南Rの区画の面積は、1・2は各1,807(細分単位は30)平方メートルである。

**名古屋港管理組合告示第22号**

次の港湾施設は、平成26年 5月 1日から次のとおり変更する。

平成26年 5月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積 <small>平方メートル</small>	区 画
稲永ふ頭北D荷さばき地 (稲北D)	1 <small>級</small>	18号岸壁隣接	19,927	図による

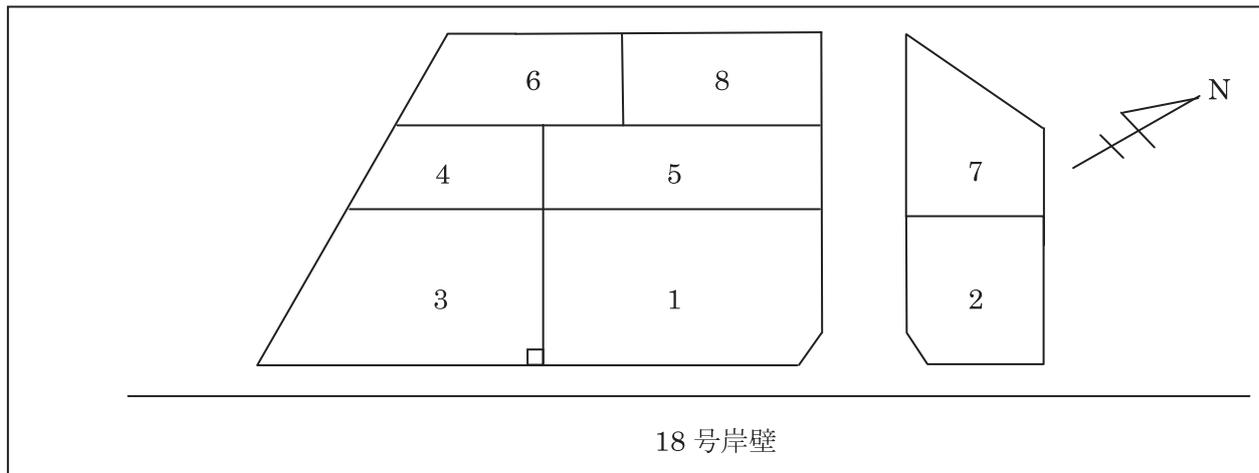
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積 <small>平方メートル</small>	区 画
稲永ふ頭北D荷さばき地 (稲北D)	1 <small>級</small>	18号岸壁隣接	19,927	図による

図 (稲永ふ頭北D荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 稲北Dの区画の面積は、1は4,742平方メートル、2は2,859平方メートル、3は4,043平方メートル、4は1,202平方メートル、5は1,958平方メートル、6は1,512平方メートル、7は1,994平方メートル、8は1,617平方メートルである。

**名古屋港管理組合告示第23号**

次の港湾施設は、平成26年5月1日から廃止する。

平成26年5月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 野積場

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積
潮風ふ頭 e 野積場 (潮風 e)	2	名古屋市港区潮風町	12,824

**名古屋港管理組合告示第24号**

名古屋港港湾料率表を作成したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第1項第13号の規定に基づき、下記の方法により公表する。

平成26年5月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 記

- 1 名古屋港情報センターでの縦覧に供することによる公表
- 2 名古屋港のホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）への掲載による公表

**名古屋港管理組合告示第25号**

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、平成26年5月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港ポートビルの利用料金の承認（平成26年4月1日告示第17号）は、平成26年4月30日限り廃止した。

平成26年5月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ポートビルの利用料金の額

- 1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ
  - (1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単位	入場料
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	海洋博物館	1施設 1人1回	大人 300円
	展望室		小・中学生 200円
	南極観測船ふじ		
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじ	全施設 1人1回	大人 700円 小・中学生 400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

- (2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	単位	入場料	
		20人以上100人未満の団体	100人以上の団体
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	1施設 1人1回	大人 260円 (240円)	大人 250円 (220円)
		小・中学生 160円	小・中学生 150円
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人 580円 (490円)	大人 550円 (430円)
		小・中学生 280円	小・中学生 250円

備考 括弧内に入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

## 2 会議室及び講堂

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	A会議室	午 前	5,900円
		午 後	7,300円
		夜 間	9,400円
		全 日	19,500円
	B会議室 C会議室	午 前	6,400円
		午 後	7,900円
		夜 間	10,200円
		全 日	21,200円
	D会議室	午 前	2,500円
		午 後	3,100円
		夜 間	4,100円
		全 日	8,600円
	E会議室	午 前	5,500円
		午 後	6,700円
		夜 間	8,800円
		全 日	18,300円
F会議室	午 前	2,400円	
	午 後	3,000円	
	夜 間	3,900円	
	全 日	8,100円	
講 堂	午 前	10,200円	
	午 後	12,700円	
	夜 間	15,700円	
	全 日	29,600円	

## 備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

## 3 附帯設備

区分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
映写機	16ミリ映写機	1回一式	3,300円
	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,500円
	実物反射投影機	1回一式	1,500円
	幻燈機	1回一式	1,500円
金びょうぶ		1回1双	1,000円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

## 4 駐車場

## (1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券（11枚つづり）1,000円 ロ 1時間回数駐車券（11枚つづり）2,000円

## (2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

## (3) 1月1台を利用単位とする駐車場

## ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,400円
	屋外	12,300円
その他の駐車場		10,200円

## イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場（一種）	屋内	8,300円
多階建駐車場（二種）	屋外	9,200円
その他の駐車場（一種）		6,800円

## 備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

**名古屋港管理組合告示第26号**

名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、平成26年5月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港水族館の利用料金の承認（平成26年4月1日告示第18号）は、平成26年4月30日限り廃止した。

平成26年5月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港水族館の利用料金の額

## 1 個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単位		入館料	
名古屋港水族館にのみ入館する場合	1人1回につき		大人	2,000円
			小・中学生	1,000円
			幼児	500円
名古屋港水族館にのみ入館する場合	年間入館料	同一人1年間につき	大人	5,100円
			小・中学生	2,500円
		家族購入で同一人1年間につき	大人	4,600円
			小・中学生	2,200円
			幼児	1,000円
名古屋港水族館に名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号。以下「ポートビル条例」という。）第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	1人1回につき		大人	1,700円
			小・中学生	800円

## 備考

- 1 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。以下同じ。
- 2 小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 3 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。
- 4 年間入館料にあつては、名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第1項（同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。）及び第8項の規定は適用しない。
- 5 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と同時に購入する場合をいう。

## 2 団体で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	団体の区分	入館料（1人1回につき）		
		大人	小・中学生	幼児
名古屋港水族館にのみ入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,800円 (1,600円)	800円	400円
	100人以上の団体	1,600円 (1,400円)	700円	350円
名古屋港水族館にポートビル条例第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,530円 (1,360円)	640円	
	100人以上の団体	1,360円 (1,190円)	560円	

備考 括弧内の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

# 公 告

## 名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。

平成26年5月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義務開示				任意開示			
	請求件数	決定内容			申出件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	48 <small>件</small>	49 <small>件</small> ※1	0 <small>件</small>					
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	49	0	0	0	0	0	0

※1 うち1件は、前年度開示請求分備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

### 2 不服申立ての状況

なし

## 名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号。以下「条例」という。）第47条第2項の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

平成26年5月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関	登録件数
管理者	160 <small>件</small>
監査委員	10
合計	170

## 2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求件数	決定内容			請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	6 <small>件</small>	6 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	6	6	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第14条第1項ただし書の規定に基づく開示請求をいう。

## 3 自己情報の訂正請求の状況

なし

## 4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

## 5 不服申立ての状況

なし

**名古屋港管理組合公告**

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における出資法人等及び指定管理者の情報公開の開示の実施状況を次のように公表する。

平成26年5月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 1 開示の実施状況

## (1) 出資法人等

出 資 法 人 等	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 <small>件</small>				
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名古屋港埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋港鉄鋼埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋コンテナ埠頭株式会社	0	0	0	0	0

## 備考

出資法人等とは、本組合が出資する法人その他本組合が財政的援助等を与える法人等のうち、平成25年名古屋港管理組合告示第7号で指定したものをいう。

## (2) 指定管理者

指 定 管 理 者	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 <small>件</small>				
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
株式会社日誠	0	0	0	0	0
ホームックス株式会社	0	0	0	0	0
名管本庁舎PFI株式会社	0	0	0	0	0
新舞子ボートパーク運営共同企業体	0	0	0	0	0

## 2 異議の申出の状況

なし

発行所 名古屋港区港町1番11号

**名古屋港管理組合**